

# 定 款

株式会社ジェイグループホールディングス

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社ジェイグループホールディングスと称し、英文では j -Group Holdings Corp. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. 飲食店経営のコンサルティング
3. 不動産の売買、仲介及び賃貸並びに管理
4. 店舗設備、厨房用機器、器具の販売または賃貸借
5. 結婚式の企画運営
6. 衣料品、装身具及び貴金属製品の賃貸及び販売
7. プライダルコーディネーター育成のための教室の経営
8. 広告代理業
9. 各種イベント、キャンペーン等販売促進に関する行事の企画及び主催並びに運営
10. 店舗、事務所の内装工事の企画及び設計
11. マーケティングリサーチの請負
12. 書籍、文房具、日用品雑貨、衣料品及び家庭用電化製品の販売
13. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
14. 旅行業法に基づく国内旅行業及び海外旅行業
15. 生命保険の募集に関する業務
16. 損害保険代理店業
17. 食品、農畜水産物の加工及び販売
18. 飲食店向けの消耗品、備品の販売
19. 食品、農畜水産物の加工技術指導
20. 食品、農畜水産物の輸送、冷蔵及び冷凍保管
21. 貨物運送取扱事業法に基づく第一種利用運送事業
22. 酒類の輸出入、販売
23. 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
24. 人事管理、労務管理の事務代行業務
25. 教育研修の企画及び実施
26. 教育研修施設の運営
27. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟の募集
28. 出張バーベキュー、機材レンタル事業の運営
29. 酒類・飲料の小売業及び卸売業
30. レンタカー業
31. グラウンドの整備・管理・運営
32. 公園の整備・管理・運営
33. スポーツ施設、遊戯場施設、温泉浴場施設、サウナ風呂及び売店並びに宿泊施設の企画、経営、コンサルタント
34. 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

### (公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることが出きないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、18,000,000 株とする。

2 当会社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。

普通株式	18,000,000 株
A種種類株式	1,000 株
B種種類株式	1,000 株

### (単元株式数)

第6条 当会社の普通株式の単元株式数は、100 株とし、A種種類株式の単元株式数は 1 株とし、B種種類株式の単元株式数は 1 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人において取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の発行する株式の種類並びに株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項その他定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により臨時に基準日を定めることができる。

## 第2章の2 A種種類株式

(剰余金の配当)

第11条の2

(A種優先配当金)

当会社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて、以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(A種優先配当金の額)

2. A種優先配当金の額は、[1,000,000]円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率[5.0]%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該配当基準日が2022年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式の発行日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。ただし、当該配当基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部または一部の配当（第3項に定める累積未払A種優先配当金の配当を除く。）が既に行われているときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(累積条項)

3. ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して支払われた1株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除く。）の額の合計額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第2項但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年利[5.0]%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金」という。）については、A種優先配当金及び普通株主等に対する配当金の支払いに先立って、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われる累積未払A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(非参加条項)

4. A種種類株主等に対しては、同一事業年度内に、A種優先配当金及び累積未払A種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(残余財産の分配)

第11条の3 当会社は、A種種類株主等に対しては、残余財産の分配を行わない。

(議決権)

第11条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

- 2 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- 3 A種種類株主については、会社法第199条4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

(金銭を対価とする取得請求権)

第11条の5 A種種類株主は、当会社に対し、[2023年5月31日]以後、取得を希望する日（以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）を定めてA種種類株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。当会社は、この請求がなされた場合には、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条2項所定の分配可能額（以下「分配可能額」という。）を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種種類株式の全部または一部の取得を行い、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてA種種類株主から取得請求があつた場合、取得すべきA種種類株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。A種種類株式1株当たりの取得価額は、払込金額相当額に、累積未払A種優先配当金及び金銭対価取得請求権取得日の属する事業年度において、金銭対価取得請求権取得日を基準日としてA種優先配当金の支払いがなされたと仮定した場合に、第11条の2第2項に従い計算されるA種優先配当金相当額を加えた額（以下「A種種類株式取得価額」という。）とする。なお、A種種類株式取得価額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(金銭を対価とする取得条項)

第11条の6 当会社は、A種種類株式の発行日以降であって、当会社の取締役会が別に定める日（以下、本項において「金銭対価取得条項取得日」という。）が到来した場合、金銭対価取得条項取得日の到来をもって、A種種類株主等の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種種類株式の全部または一部を取得することができる。なお、一部を取得する場合は、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。種種類株式1株当たりの取得価額は、第11条の5に従って計算されるA種種類株式取得価額とする。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第11条の5に定めるA種種類株式取得価額の計算における「金銭対価取得請求権取得日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、A種種類株式取得価額を計算する。

(譲渡制限)

第11条の7 譲渡によるA種種類株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

第11条の8 当会社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。

- 2 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 3 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(A種優先配当金の除外期間)

第11条の9 第46条の規定は、A種優先配当金の支払いについて、これを準用する。

## 第2章の3 B種種類株式

(B種優先配当金)

第11条の10 当会社は、第44条第1項の規定に従い、剩余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）またはB種種類株式の登録株式質権者（以下「B種種類登録株式質権者」といい、B種種類株主と併せて「B種種類株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主等及びA種種類株主等に先立ち、B種優先配当金として、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（次項において定義される。）（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剩余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剩余金の配当の基準日がB種種類株式に係る払込期日（以下「B種払込期日」という。）と同一の事業年度に属する場合は、B種払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剩余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の11に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剩余金の配当の基準日から当該剩余金の配当が行われる日までの間に、当会社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剩余金の配当を行ふことを要しない。なお、B種優先配当金に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じると

きは、当該端数は切り捨てる。

- 2 ある事業年度において、B種種類株主等に対して支払う1株当たりの剩余金の額が、当該事業年度に係るB種優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払B種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。
- 3 当会社は、B種種類株主等に対して、B種優先配当金額を超えて剩余金の配当は行わない。

#### （B種期中優先配当金）

第11条の11 当会社は、第44条第2項及び第45条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剩余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対して、普通株主等及びA種種類株主等に先立ち、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日がB種払込期日と同一の事業年度に属する場合は、B種払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剩余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当会社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。なお、B種期中優先配当金に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### （残余財産の分配）

第11条の12 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対して、普通株主等及びA種種類株主等に先立って、B種種類株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「B種償還請求日」を「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済B種優先配当金」を「解散前支払済B種優先配当金」（残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）を支払う。なお、解散前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。また、基本償還価額相当額から控除価額相当額を控除した金額に、B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

- 2 B種種類株主等に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

#### （金銭を対価とする償還請求権）

第11条の13 B種種類株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種優先株式の全部または一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること（以下「B種償還請求」という。）ができる。当会社は、かかる請求（以下、B種償還請求がなされた日を「B種償還請求日」という。）がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行いうものとし、請求のあったB種種類株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定する。

2 B種種類株式1株当たりの取得価額は、基本償還価額から、控除価額を控除して算定するものとし、これらの価額は、以下の算式によって算定される。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。なお、以下の算式に定める償還請求前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。また、B種種類株式1株当たりの取得価額に、B種種類株主がB種償還請求を行ったB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

##### （基本償還価額算式）

基本償還価額

$$= 1,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.04)m + n/365$$

B種払込期日（同日を含む。）からB種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日数を「m年とn日」とし、「m+n/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。

##### （控除価額算式）

控除価額 = 償還請求前支払済B種優先配当金 × (1 + 0.04)x + y / 365

「償還請求前支払済B種優先配当金」とは、B種払込期日以降に支払われたB種優先配当金（B種償還請求日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。）の支払金額とする。

償還請求前支払済B種優先配当金の支払日（同日を含む。）からB種償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とし、「x+y/365」は「(1+0.04)」の指数を表す。

3 本条第1項に基づくB種償還請求の効力は、B種種類株式に係る償還請求書が当会社本店に到着したときに発生する。

#### （金銭を対価とする取得条項）

第11条の14 当会社は、いつでも、当会社の取締役会決議に基づき別に定める日（以下、本条において「B種強制償還日」という。）の到来をもって、B種種類株式の全部または一部を、分配可能額を取得の上限として、金銭と引換えに取得することができる（以下「B種強制償還」という。）。B種種類株式の一部を取得するときは、比例按分、抽選その他取締役会決議に基づき定める合理的な方法による。B種種類株式1株当たりの取得価額は、前条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額

額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「B種償還請求日」を「B種強制償還日」と、「償還請求前支払済B種優先配当金」を「強制償還前支払済B種優先配当金」（B種強制償還日までの間に支払われたB種優先配当金（B種強制償還日までの間に支払われたB種期中優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）とする。

なお、強制償還前支払済B種優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済B種優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。また、B種種類株式1株当たりの取得価額に、当会社がB種強制償還を行うB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### (議決権)

第11条の15 B種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (株式の併合または分割等)

第11条の16 法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株式について株式の併合または分割は行わない。B種種類株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

## 第3章 株主総会

#### (招集時期)

第12条 当会社の定期株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

#### (電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合は、株主または代理人は総会毎に代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (種類株主総会)

第16条の2 第11条の規定は、定期株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2 第13条、第14条及び第15条の規定は、種類株主総会の決議にこれを準用する。

3 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

4 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

## 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役会の設置)

第17条 当会社は、取締役会を置く。

#### (取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は9名以内とする。

#### (取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことが出来る。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第29条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は3名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、こ

の期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(期末配当金)

第44条 当会社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

2 前項の規定のほか、当会社は、株主総会の決議によって、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期中配当金」という。）をすることができる。

(中間配当金)

第45条 当会社は取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 期末配当金、期中配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上、上記は当会社の定款である。

#### 附則

##### (電子提供措置等に関する経過措置)

現行定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を変更する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。
- 3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

#### 現行定款第13条の表示

##### (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第13条 当会社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

令和4年5月26日

代表取締役 新田 二郎  
代表取締役 中川 晃成